

建設産業常任委員会

1 開 議 令和3年6月21日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第49号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第50号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第51号 大田原市公共設置型浄化槽の管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

建設産業常任委員会名簿

| | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|----|
| 委員長 | 櫻 | 井 | 潤 | 一 | 郎 | 出席 |
| 副委員長 | 新 | 卷 | 満 | 雄 | | 出席 |
| 委員 | 伊 | 賀 | | 純 | | 出席 |
| | 齋 | 藤 | 光 | 浩 | | 出席 |
| | 前 | 田 | 則 | 隆 | | 出席 |
| | 滝 | 田 | 一 | 郎 | | 出席 |
| | 小 | 林 | 正 | 勝 | | 出席 |

| | | | | | | |
|----|--------|---|---|---|---|----|
| 当局 | 建設水道部長 | 加 | 藤 | 雅 | 彦 | 出席 |
| | 建築住宅課長 | 齋 | 藤 | 正 | 広 | 出席 |
| | 上下水道課長 | 佐 | 藤 | 敏 | 明 | 出席 |

| | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|--|----|
| 事務局 | 池 | 嶋 | 佑 | 介 | | 出席 |
|-----|---|---|---|---|--|----|

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりでございます。

当局の出席者は、加藤建設水道部長、齋藤建築住宅課長、佐藤上下水道課長です。

◎議案第49号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第49号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） おはようございます。本日同席しておりますのは、ただいま委員長から紹介のありました齋藤建築住宅課長、佐藤上下水道課長の2名でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議案第49号、議案第50号及び議案第51号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところではございますが、本日は担当課長よりご説明いたします。

初めに、議案第49号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、齋藤建築住宅課長よりご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（齋藤正広君） それでは、議案第49号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。議案書283ページ、議案書補助資料294ページを併せて御覧ください。

まず、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う条例の改正部分についてご説明をいたします。改正の趣旨につきましては、同法の一部が改正され、省エネ基準の適合を義務づける建築物の対象が拡大されたことに伴い、新たに手数料の額を定めるため、大田原市手数料条例の一部を改正するものであります。

それでは、318ページの建築物省エネ法の一部改正に伴う大田原市手数料条例の改正趣旨により、ご説明をいたします。併せて295ページの新旧対照表を御覧ください。建築物の消費性能の向上に関する法律の改正の内容であります。国の温室効果ガスの排出削減目標の達成に向け、その対策の強化を図るものであります。下段の図にありますとおり、今までは2,000平方メートル以上の商業施設やオフィスビルなどの非住宅の建築物に省エネ基準への適合が義務づけられていましたが、今回の改正により適合義務の対象が300平方メートル以上の非住宅の建築物にまで拡大されました。さらに、住宅を含め300平方メートル未満の小規模建築物においても設計の段階で建築士から建て主に対し、省エネ基準の適否などの説明義務が追加され、省エネ基準適合の促進と省エネの意義の向上を図っていくとしております。

これらの法改正に伴い、手数料条例を改正するものでありますが、改正の内容は、1つ目に適合義務の対象が拡大されたことに伴い、新たに床面積に応じた区分と、その手数料の額を定めるものであります。別表中94から96の項の適合性判定につきましては、新たに1,000平方メートル未満の区分を設定し、97の項の性能向上計画の認定及び99の項の性能の認定につきましては、300平方メートル以上1,000平方メートル未満の区分を新たに設定し、それぞれ手数料の額を定めます。

2つ目に、建築物の消費性能の向上に関する法律において、小規模建築物に対する説明義務の規定が追加されたことにより、他の条文が繰り下がったため、生じた条ずれを改めるものであります。別表中94の項及び97から99の項において、条ずれを改めます。

なお、今回改正する床面積の区分及び手数料の額については、栃木県県内特定行政庁と手数料の額等を合わせております。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う条例の改正部分についてご説明をいたします。議案書283ページ、議案書補助資料294ページを併せて御覧ください。

改正の趣旨につきましては、同法の一部が改正され、マイナンバーカードの発行主体が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）であることが明確化され、同法施行後はJ-LISからの受託による徴収へ位置づけが変わることから、マイナンバーカードの再交付に係る手数料の規定を削るため、条例の一部を改正するものであります。

295ページの新旧対照表を御覧ください。別表中13の項を削除いたします。

それでは、293ページにお戻りいただきまして、これらの改正の附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、別表13の項の改正の規定は、令和3年9月1日から施行すると規定をいたします。

以上で議案第49号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） この新たな条例改正後の対象件数というか、現在は無いのだけれども、対象件数はどのぐらいになるのでしょうか。

（「令和2年の実績でよろしいですか」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（齋藤正広君） 令和2年度の実績ですが、まず建築物の消費向上計画の認定の手数料が令和2年で5件です。あと、非住宅等の適合判定性の認定、それが2件というふうになっております。当然今後、対象範囲が広がって、今度令和3年はさらに増えると思いますけれども、そのうちの何件かは当然民間にも流れますので、それほど急激には建設等は増えるということはないとは考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 民間、何でしたか、片仮名でちょっと今、言葉がすぐ出ないのだけれども、民間と市直接でやる確認申請ですか、そのときの手数料の話ですよ、今のお話。民間というのは、確認申請機関で民間に行くという話でいいのですよね。

- 建築住宅課長（齋藤正広君） 省エネ法の検査も民間のほうでもできるわけです。
- 委員（滝田一郎君） 民間でやっていくことなので、今、比率というのはどのぐらいなのか、市が直接やっているのと、IREだったかERIだったかちょっと言葉は出ないのだけれども、民間でいく比率です。おおむねで結構です。アバウトな話で、例えば半々だとか3、7ぐらいだとか、最近は半数以上が民間に行っているよとか、そういう感じで。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。
- 建築住宅課長（齋藤正広君） この省エネに限らず建築確認申請のほうでよろしいですか。
- 委員（滝田一郎君） はい。
- 建築住宅課長（齋藤正広君） ちょっと今、手元にはないのですが、どれぐらいだろう、ちょっと正確には何%というのはないのですが。
- 委員（滝田一郎君） アバウトでいいです……
- 建築住宅課長（齋藤正広君） 七、八割ぐらいですか。
- 委員（滝田一郎君） が民間。
- 建築住宅課長（齋藤正広君） 民間。
- 委員（滝田一郎君） 市は……
- 建築住宅課長（齋藤正広君） はい。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員、3回目。
- 委員（滝田一郎君） ということで、最近アバウトに言って7割ぐらいは民間という感覚でいいのですか、物事捉えたときに。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。
- 建築住宅課長（齋藤正広君） 建築確認申請の審査等が民間に移ったのに伴って、年々民間への移管というのは増えておりまして、大田原市に限らず全国的に見ると9割以上が民間に行っているような地域もございます。だから今後もその傾向は、どんどん進むのではないかなというふうには考えております。
- 委員長（櫻井潤一郎君） ほかにございますか。
- （「なし」と言う人あり）
- 委員長（櫻井潤一郎君） ないようであれば、質疑を終わります。
- 質疑がないようでありますので、意見があればお願いいたします。
- （「なし」と言う人あり）
- 委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。
- 議案第49号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と言う人あり）
- 委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。
- よって、議案第49号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第50号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第2、議案第50号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 議案第50号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、齋藤建築住宅課長よりご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（齋藤正広君） それでは、議案第50号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。議案書320ページ、議案書補助資料322ページを併せて御覧ください。

改正の趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等の理由で住宅の退居を余儀なくされたものに対し、市営住宅を提供するに当たり、現状のままでは使用できない住戸の修繕と浴槽及び照明設備の設置による利便性の向上が図られるため、対象住戸の使用料の算定について大田原市営住宅管理条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表により改正内容についてご説明をいたします。323ページを御覧ください。市営住宅管理条例の別表第2に、備考として照明設備及び浴槽が設置されている場合の利便性係数は、上記の利便性係数に0.09を加算した数値とすると付け加えます。ここで利便性係数とは、市営住宅住戸の使用料の算定において用いる係数の一つであります。公営住宅の使用料の算定方法は、公営住宅法施行令に規定されており、入居者の収入に応じて決まる家賃算定基礎額に市町村立地係数、規模係数、経過年数係数及び利便性係数を乗じて算定するとされております。なお、利便性係数以外の各係数においては、施行令並びに国土交通大臣の定めた数値を用いることとなっております。利便性係数についてのみ各自治体が独自に定めることができるものであります。今回の管理条例の改正に当たり、当該住戸における浴槽及び照明設備の設置による利便性の向上に対し、利便性係数の上乘せ分を0.09と算出したところであります。

それでは、321ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和3年8月1日から施行すると規定をいたします。

以上で議案第50号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純君） すみません。浴槽と照明器具がついていないという市営住宅というのは、割合でいうとどのぐらいの割合があるのですか。全部ついていないということですか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（齋藤正広君） 市営住宅に関しましては、浴槽、照明設備は全てついておりません、現在は。

○委員（伊賀 純君） 全てついていない。

○建築住宅課長（齋藤正広君） はい。ただ、市営住宅ではなくて、市有住宅というものもあるのですが、そちらはついておりますけれども、市営住宅に関してはついておりません。

- 委員長（櫻井潤一郎君） 伊賀委員。
- 委員（伊賀 純君） すみません。この説明は、市営住宅の今日のこの表だと思うのですが、全然ついていないのに0.09%加算したということは、新しくつけられるということですか。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。
- 建築住宅課長（齋藤正広君） 今回、設置するものは実取団地内の4戸を改修して設置するわけなのですが、当然そこも設置はされていない部分に照明器具及び浴槽、あとは給湯設備等を設置するという形で利便性が向上するというので、今度0.09を新たに加算するというようなことになります。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 伊賀委員。
- 委員（伊賀 純君） すみません。しつこいようですが、ほかのところは全部照明器具も浴槽もついていないということですよ。だから今回の実取団地の4軒というのが新しくつけるということになって、そういう新しい形ということになるということですか、4軒だけが。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。
- 建築住宅課長（齋藤正広君） その4軒だけが、当然照明器具及び浴室関係の設備が整うということで、利便性係数を0.09上げることによって、当然それに伴って家賃が具体的には一番収入が少ない方で1,600円程度上がるというような計算になっております。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 齋藤委員。
- 委員（齋藤光浩君） この0.09というのは、パーセントではなくて係数ですか。パーセントではないのですね。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。
- 建築住宅課長（齋藤正広君） 係数を乗じるという形になりますので、パーセントでいうと0.09ですから、9%程度上がるということになります。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。
- 委員（滝田一郎君） 以前に、これ星議員が質問していることでもあったのですが、今回、実取の4戸だけということで、これももっと増やせないのかというのが質問なので、一問一答なのですが、関連があるのでいいですか。一問一答なのだけでも、ちょっと関連があるので類似の質問、2つしてしまっていていいですか。
- 委員長（櫻井潤一郎君） どういうことですか。
- 委員（滝田一郎君） では、ちょっと言ってみますから、駄目だったら一問一答に戻します。ということで、もっと増やせないのかなということと、それからつけることになった経緯です。それから、財源は国庫だと思うのだけれども、これちょっとかなり限られた財源なのかということで、2点について質問します。
- 委員長（櫻井潤一郎君） 建築住宅課長。
- 建築住宅課長（齋藤正広君） まず、4戸以上増やせないかというところなのですが、今回、浴室並びに、今回の改修するのに事業費としましては4戸で1,200万円ぐらいかかっております。これは浴槽とか照明器具だけではなくて、かなり住んでいない住戸部分だったので、そちらの改修も含めてということなものですから、かなりのお金がかかっているのですが、今後、さらに増やすとなると、やはり多額の費

用がかかると思いますので、まず今回、これはコロナの関係での改修ということなのですが、この状況を見まして、今後の対応についてはちょっと考えていきたいというふうに考えております。

次に、理由です。今回の改修に至った理由なのですが、財源がコロナ関係で失業等をされて住む場所を失ったというような方を対象として、優先的に入居させようという意味での改修になります。浴槽とか照明器具をあらかじめ設置するというのは、当然入居に際しての初期費用をできるだけかけないで入居していただくという意味合いでの設置ということでございます。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） なければ、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第50号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 大田原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第51号 大田原市公共設置型浄化槽の管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第3、議案第51号 大田原市公共設置型浄化槽の管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 議案第51号 大田原市公共設置型浄化槽の管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、佐藤上下水道課長よりご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤敏明君） それでは、議案第51号 大田原市公共設置型浄化槽の管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして改めてご説明いたします。

資料ナンバー1、令和3年第2回大田原市議会定例会提出議案及び補助資料の324ページからになります。それでは、327ページ、議案書補助資料を御覧ください。本条例制定の趣旨でございますが、現在行われております公共設置型浄化槽事業につきましては、平成13年度に旧黒羽町で事業に着手し、市町村合併後は旧湯津上村及び旧大田原市に事業区域を拡大し進めてまいりました。現在までに約1,600基を設置し、そのうち浄化槽の使用の休止や廃止したものを除く約1,500基の維持管理を市が行っているところでござい

す。

事業開始当初及び市町村合併後の数年は、年間の設置基数が100基を超えていたものの、ここ数年は設置基数が減少している状況でございます。そのような状況から公共設置型浄化槽の対象地区の整備につきましてはおおむね達成されたものとし、令和3年度をもって新規設置を終了し、令和4年度以降は設置した公共設置型浄化槽の維持管理のみを実施するため、関係部分を改正するものでございます。

それでは、改正部分を資料328ページからの新旧対照表によりご説明いたします。題名につきましては、管理のみを行っていくことから「管理等」を「管理」に改めるものであります。

第1条及び第2条の改定につきましては、新規設置に関わる文言を削除し、設置した公共設置型浄化槽の管理のみを行うため、条文を改めるものであります。

329ページを御覧ください。第3条から330ページの第9条までは、新規設置に関わる条文のため削除いたします。

第10条の見出し中の「実施」を削除し、条文の「新設等」を「増設等」に改め、第3条から第9条を削除したことに伴い、同条を第3条に改めます。

続きまして、331ページを御覧ください。同条の2項に排水設備工事の完了の届出の規定を追加するものであります。「第11条」を「第4条」に改め、第12条中の見出し中、「使用開始等」を「使用休止等」に改め、同条中「開始し、休止し」を「休止し」に、現に休止しているを「届けなければならない」を「届け出なければならない」に改め、「同条」を「第5条」に改めるものであります。

第13条の改正につきましては後ほどご説明いたしますが、別表第1の削除に伴い「別表第2」を「別表」に改め、条文中の文言の一部を第12条の改正に合わせて改め、「同条」を「第6条」に改めるものであります。

第14条から第16条につきましては、第3条から第9条を削除したことに伴い、それぞれ第7条から第9条に改めるものであります。

332ページを御覧ください。第17条中「住宅所有者」を「住宅の所有者（以下住宅所有者という）」に、「設置及び維持管理等」を「管理」に改め、「同条」を「第10条」に改めるものであります。

「第18条」を「第11条」に改め、第19条につきましては、第1項中「設置及び管理」を「の管理」に改め、「同条」を「第12条」に改めるものであります。

第20条第2項中、「管理者に届け出なければならない」を「速やかにその旨を管理者に届け出なければならない」に改め、「同条」を「第13条」に改めるものであります。

「第21条」と「第22条」の改正につきましても、それぞれ「第14条」、「第15条」に改めるものであります。

別表第1につきましては、新規設置に係る内容のため削除し、333ページの別表第2中、「第13条」を「第6条」に改め、「同表」を「別表」に改めるものであります。

最後に、325ページの附則を御覧ください。この条例の施行日を令和4年4月1日と定めるものであります。

以上で議案第51号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤光浩君） 本会議での説明で、この公共設置型浄化槽がなくなって、代わりに補助金になるというふうに向ったのですけれども、具体的な内容を教えていただきたいのですけれども。

○委員長（櫻井潤一郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤敏明君） 今、ご質問がありました内容につきましてなのですが、現在でも市が設置する公共設置型浄化槽と補助金型の浄化槽というのは2本立てで事業がございまして、それにつきまして対象地区が異なっております。生活排水の処理につきましては、下水道、農業集落排水を含めましたそういった集合処理をする下水道と個別処理の浄化槽とあるわけなのですけれども、下水道の区域がまず定められているのですけれども、それ以外のところにつきまして公共設置型浄化槽の事業の対象としておりました。

下水道の区域のうち、下水道の全体計画という下水道のエリアがあるのですけれども、そのうち事業計画区域という少し狭い範囲で事業を行っているわけなのですけれども、その下水道の区域の中で事業計画の区域に入っていないところについては、補助金型の浄化槽事業というのを現在も行っていただいているのですけれども、令和4年度以降は全ての補助金型という事業で市内の浄化槽設置のほうを行っていきたいというものでございます。ただし、公共設置型浄化槽につきましても、補助金型につきましても対象とならないものがございまして、そういったものについては自費で現在でも入れていただいております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 齋藤委員。

○委員（齋藤光浩君） 公共型と補助金型と差はかなりあるのですか。

○委員長（櫻井潤一郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤敏明君） 浄化槽、今回削除する別表のほうにもあったのですけれども、排水する量によって、生活する人数によって大きさが5人槽から7人槽、10人槽、それ以上とかございます。今まで、今回の対象となっております公共設置型浄化槽につきましては、基本的に市が浄化槽部分のみ設置するというので、対象となる方からは分担金ということで10万円から25万円まで、人槽に応じて分担金を頂いております。それ以外の工事費は全て市が賄っております。

現在も行ってまして、今後一本化される補助金型につきましては、個人が設置することになりまして、それに対して5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円、10人槽で54万8,000円が補助金として市のほうから交付されることとなります。額としては、かなり個人負担が増える、6倍とかそのぐらいになるかとは思っています。

（「公共の使用料……」という人あり）

○上下水道課長（佐藤敏明君） そうですね。あとは、今回の条例でも公共設置型浄化槽は管理のみ行っていくことになってはいますが、市で設置した場合には下水道の使用料と同じように、浄化槽の使用料ということで皆さんから毎月、2か月に1回になるのですけれども、1か月幾らということで負担金を頂いて、それで市のほうで浄化槽の点検ですとか維持管理のほうをさせていただいております。修理とかも市のほうでやっております。そういったものは、今度、個人設置型の補助金型になりますと、全て個人でやっていただくことになりまして、その辺も含めてということになると、なかなか費用的なところの比較

というのは難しいところがあるかなと思います。

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 全て今度補助金型になるということで、そうすると補助金型の予算額が急に増えるのだらうと思いますけれども、要綱とか見ると予算がなくなり次第終了ということに明記はされているのですけれども、実際の運用としては補正とかそういったことでできていくのでしょうか。

それと、今回、公共設置型浄化槽の造る1基に支出するのがなくなるので、市としては収支改善というのか、市から見た収支改善にもなるのかどうかですが、そういった収支改善の金額も分かればさらにお願ひしたいのですけれども、金額が分からないとしたら、ちょっとアバウトな話で願ひしたいと思います。

○委員長（櫻井潤一郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤敏明君） まず、市の予算についてなのですけれども、ちょっとうまく説明できるかどうか分からないのですが、公共設置型浄化槽の場合には下水道課の予算として下水道のほうの企業会計のほうで予算を取っております。補助金型のほうは、一般会計のほうの予算となっております。予算の額につきましては、令和4年度以降につきましては、また今後予算のほうが作成されていきますので、その中で総額等も決まってくるし、あとは年度当初にどれだけ取れるかと、年度内にどれだけ申請があるか等によって不足するかどうかというところも変わってきますので、必要といいますか、その不足が多くなれば補正ということもあるかと思うのですけれども、一般会計の予算はなかなか厳しいところがあるのかなとも思います。

費用なのですけれども、現在、設置のほうの費用が令和3年度ですと公共設置型浄化槽の設置工事費として8,510万5,000円予算がついておりまして、基数としては約70基を予定しております。補助金型浄化槽のほうの予算は249万円が予定されています。

ちょっと質問にうまく答えられていないかもしれないのですけれども、こちらにつきましては循環型社会形成推進地域計画というものがあまして、そちらの中で補助金型浄化槽が年間15基、公共設置型浄化槽が年間70基ということで、平成28年から令和3年までの6か年の計画を持っておりました。今回、令和3年度で計画が終了するというので、また新たに計画を立てて進めていくのですが、それぞれ年間15基と70基という設置目標を立てておりましたが、達成率はどちらも50%前後ということで、設置予定数に対して実際に設置されている基数は少ない状況になっております。

維持管理費です。令和2年度予算ベースで約9,500万円だったのですが、令和4年度につきましては令和3年度までの設置基数が増えるということで1億300万円ということで、令和4年度は維持管理費が令和2年度予算に対して800万円ぐらい増えるのではないかと思います。設置工事費の8,500万円がゼロになりますので、その分が減額になります。補助金型のほうは、令和4年度は一応要望予定が2,200万円程度とは考えているのですけれども、ちょっと幾らつくかというのは分からないのですが、その辺もありまして、今年度予算から2,000万円ぐらい増える形になりますが、合計では5,000万円弱トータルで市の予算のほうは減っていく形になるかと思ひます。あくまで概算です。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第51号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 大田原市公共設置型浄化槽の管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前10時36分 散会